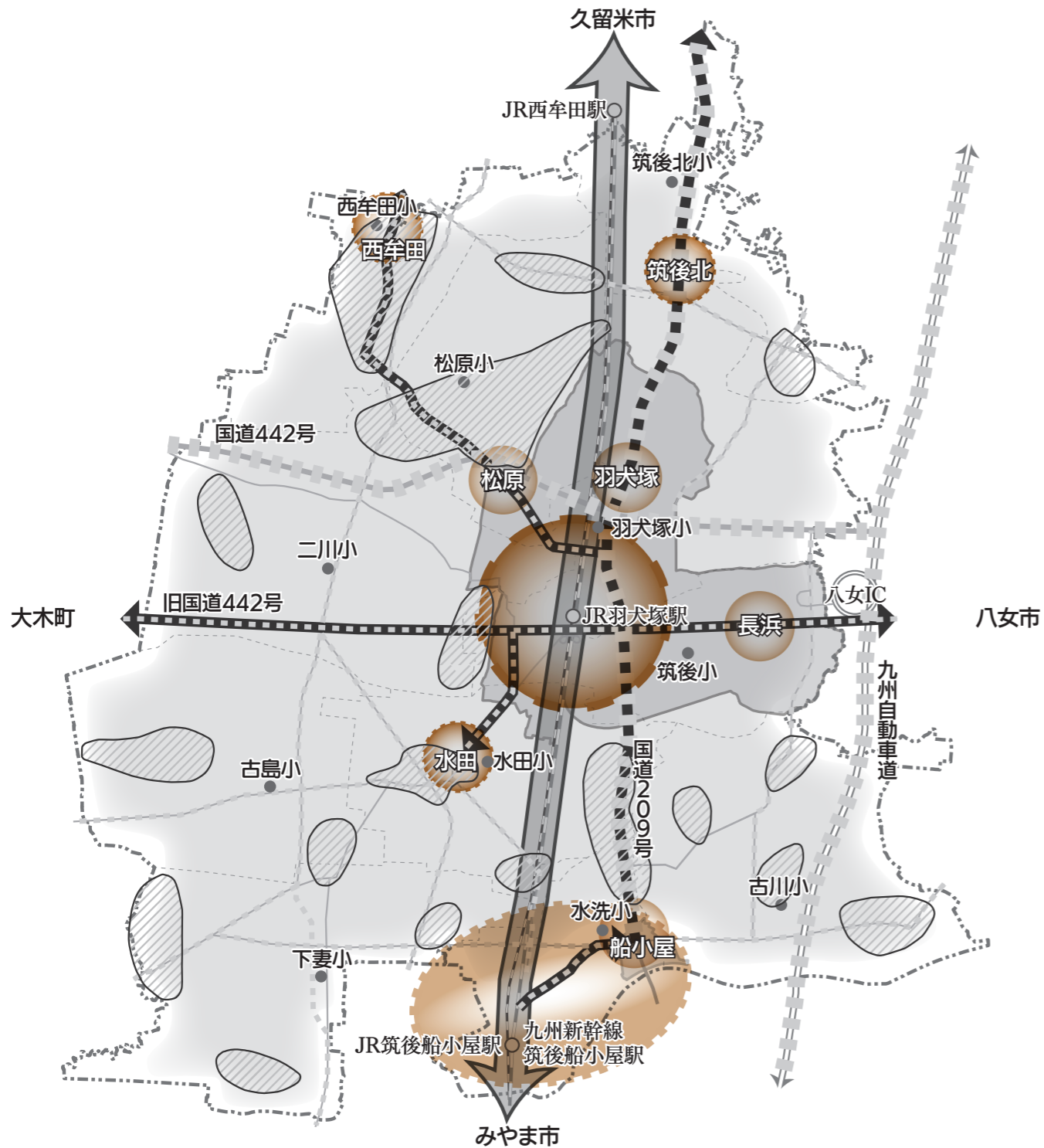
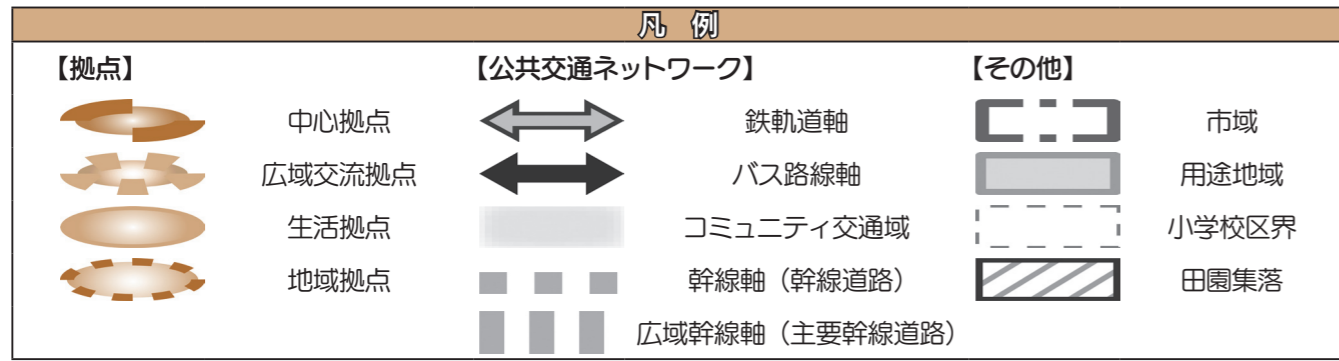


◆都市の骨格構造図(案)



シリーズ 立地適正化計画 ~持続可能なまちづくり~

平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法の改正に伴い、コンパクトシティの形成を推進する立地適正化計画策定が制度化され、筑後市でも平成 31 年度から着手しています。

7 月からシリーズで立地適正化計画に関する制度や計画の内容を、分かりやすく紹介しています。

今回は「まちづくりの方針と将来の都市構造について」です。

前回までの記事はこちら▶



都市対策課長が説明します!

【問合せ】都市対策課(☎65-7028)

前回までのあらすじ

今回は、立地適正化計画に定める居住誘導区域について、くわしく説明しました。

今回は、筑後市立地適正化計画で定める「まちづくりの方針と将来の都市構造」について説明します。

まちづくりの方針

同計画では、市民生活に欠かせない医療・福祉・商業などの都市機能や居住の適正な誘導を図り、公共交通と連携したコンパクトな都市づくりを推進することで、今後の人口減少や少子高齢化に対応した利便性の高い、持続可能なまちの実現をめざします。

筑後市は、九州新幹線および鹿児島本線の4つの駅と、九州縦貫自動車道のインターチェンジや国道を有し、交通の要衝であるとともに、豊かな田園地帯が広がり、ゆとりある居住地と自然との調和が魅力です。その特徴を生かし、ゆとりと利便性を兼ね備えた暮らしを実現するため、複数の拠点地域を公共交通ネットワークでつなぐ「多極型ネットワーク」の形成をめざします。

将来の都市構造

将来における都市の骨格構造について

では、交通施設や公共施設、人口の集積状況などを基に、都市計画マスタープランでの拠点設定の考え方を踏まえながら、「中心拠点」、「広域交流拠点」、「生活拠点」、「地域拠点」といった「4種類の拠点」を設定します。

◆中心拠点 (JR羽犬塚駅周辺地区) 筑後市の玄関口として、また市民生活の中心地として、行政・福祉・子育て・商業・医療などの多様な都市機能の維持や土地の高度利用を行う地区です。

◆広域交流拠点 (JR筑後船小屋駅および船小屋温泉周辺地区) 県南地域の玄関口として、矢部川流域の豊かな自然環境との調和を図り、船小屋温泉やJR筑後船小屋駅周辺の芸術・文化・スポーツ施設などを生かした観光交流の促進を行う地区です。

◆生活拠点 (羽犬塚・長浜・船小屋・松原) 地域住民が日常生活を送る上で中心的な場としての役割を担い、身近な都市機能の維持・誘導を行う地区です。

◆地域拠点 (筑後北・西牟田・水田) 生活利便性の維持を図りながら、自然環境と調和した秩序ある土地利用を行う地区です。

田園集落 (既存集落)

「4種類の拠点」以外にも、小学校を中心に、複数の集落が集まる地区に

ついでには暮らしやすさと地域コミュニティが失われないよう、現在の集落機能を維持していくことが必要です。このため、校区コミュニティ活動のさらなる充実を支援し、協働による支え合いのまちづくりを推進するとともに、拠点地域に立地する生活利便施設に容易にアクセスができるよう公共交通網の維持・充実を図ります。

筑後市 立地適正化計画(案) パブリックコメント

この計画(案)に関する皆さんの意見を募集します。

【公開・提出期間】12月7日(月)~24日(木)

【公開場所】市ホームページ、市役所本庁舎総合案内窓口、都市対策課、サンコー1階ロビー

【意見の提出方法】電子申請または「公開場所」にある意見提出書に必要事項を書いて、12月24日(木)まで(必着)に、直接または郵送・ファクス・電子メールで都市対策課(〒833-8601(住所不要) ☎0935-601-101 totai-keikaku@city.chikugo.lg.jp)へ。  
※電話や口頭による意見の提出はできません。

ホームページはこちら▶

